

## **第2次三朝町の自立に向けた行動計画**

**(平成27年度～平成31年度)**

**平成27年3月**

**三朝町**

## 目 次

### I はじめに

### II 理念

### III 計画の目標

- 1 期間
- 2 推進方法
- 3 重点項目
- 4 見直し

### IV 改革の具体的な取組

- 1 町民との協働・情報公開の推進
  - (1) 地域協議会等のあり方
  - (2) 大規模災害等に備えた体制の整備
  - (3) 情報公開の推進
  
- 2 事務事業等の見直し
  - (1) 事務事業の合理化
  - (2) 公共施設等の見直し
  - (3) 補助金等の見直し
  - (4) 財政の健全化
  - (5) 他町との事務の共同化
  
- 3 組織・定員管理、人材育成、給与制度の見直し
  - (1) 組織等の見直し
  - (2) 定員管理
  - (3) 人材育成
  - (4) 給与制度の見直し

※参考 三朝町の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

## I はじめに

地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、国が推し進めた「平成の大合併」において、我が三朝町は、鳥取県中部の1市4町で組織した法定の「天神川流域合併協議会」に参画し、協議を行ってきましたが、合併することへの利を見いだすに至らず、単独維持を決定しました。

そして、分権型行政社会に対応し得る町を自らの力で構築することを決意し、《自主・自立》をモットーに、自らの行政システムを変革して、町民の安全・安心を一層強固なものにしていくため、「三朝町の自立に向けた変革のための行動計画」を策定し、その改革に取り組んできました。

そして、この度、その検証結果を踏まえながらさらにその改革を進めていくため、平成27年度から平成31年度までの5ケ年を実施期間として、具体的な取組事項を定めた第2次の計画となる「三朝町の自立に向けた行動計画」を策定することとしました。

本計画では特に、限られた資源（人、もの、財源）の中で、最大限の住民サービスを提供し、将来に希望の持てるまちづくりを実現していくために、行政が行うべきもの、町民として果たすべき役割を明確にしていく行政改革の方向性を示しています。

本計画の実施により、町民と行政が一体となって、連帯と協働を進めていくことにより、これからの地方分権時代にふさわしい自立した元気のある三朝町をより一層創造していきものと確信しておりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

## II 理念

従来から行政内部の課題として職員の定数管理の適正化や事務事業の簡素効率化等、行政改革への対応を図ってきましたが、人口構造の変化や社会情勢の変化等に伴い、持続可能な町としていくため、人口規模や団体規模を考慮しながら改革を行うことが必要です。

今後は、三朝町としてどの分野に力を入れるべきかを考えながら、「行政しかできないもの」「行政が担うべきもの」「民間や地域、住民等が行うことが適切なもの」等役割分担を考慮しながら、町民との協働によるスリムで持続可能な町づくりを進めます。

また、住民自治、地域や住民の自主性を尊重しながら、住民生活を向上していくため、「税金を納めているのだから行政にやってもらうのは当然」といった考え方から脱却し、「地域・住民において真に必要な施策は何か」、「地域住民の一員としての責任は何か」といった、町政に対する考え方を変えていただくことも必要です。町民と行政とがお互いの役割を再認識したうえで、町民が主役の町を基本とし、協働によるまちづくりを目指していきます。

この実現のためには、情報公開を進め、発想の転換や応分の協力・負担を町民の皆様に理解していただきながら、限られた資源を有効に活用し、効率的で効果的な行政サービスを行うことを目指した行政システムへの転換を図ります。

また、自己決定・自己責任の行政システム社会を生き抜いていくためには、行政に関わる職員のより高い専門的知識・政策形成能力が必要となることから、職員の能力開発を行うため研修の充実を図ります。また、適正な人事評価を行うことにより職員の資質の向上を目指します。

### Ⅲ 計画の目標

#### 1 期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

#### 2 推進方法

本計画期間中に、項目に沿った内容を全町体制で取り組むこととし、数値目標を掲げた項目については、その数値目標の達成を目指します。

#### 3 重点項目

- (1) 町民との協働・情報公開の推進
- (2) 事務事業等の見直し
- (3) 組織・定員管理、人材育成、給与制度の見直し

#### 4 見直し

社会情勢に応じながら、見直しを行うこととし、町民、議会の意見・助言等をいただきながら行います。

### Ⅳ 改革の具体的な取組

#### 1 町民との協働・情報公開の推進

社会情勢の変化や町民ニーズの多様化に対応した新たなまちづくりの展開のためには、「町民主体」の協働によるまちづくりが重要となります。町、地域、町民との役割分担を互いに確認し、それぞれ対等な立場で協力し合い、目的を共有しながら、まちづくりに取り組んでいく必要があります。特に地域活性化等の地域や町民が主体となって役割を担うことが適切であると思われる分野については、地域や町民の自主性を尊重し、連携しながら取組を進めていきます。

また、防災対策などのように町が主体となって役割を担うべきことであっても地域や町民の理解と協力がなければ、町が役割を果たすことができない分野もあります。様々な分野で、町、地域、町民が協働してまちづくりに取り組んでいきます。

このように、協働によるまちづくりを進めていくためには、町は、情報公開を進めるとともに積極的に行政情報を提供するなど、町民に対する説明責任を果たし、行財政運営の透明性を高めていくことが不可欠です。協働によるまちづくりを進めるための体制の整備に努めます。

##### (1) 地域協議会等のあり方

地域の自主性を尊重し、町民主体のまちづくりを進めるため、平成 18 年に各地域にそれぞれ地域協議会が設立され、町は、その活動を支援してきました。自治の基本は、住民自

治であり、自己決定と自己責任による地域の主体的な取り組みは、今後、一層重要となってきます。

また、小学校の統合等により、地域活動のあり方も変わっていくことが予想されます。今後は、それぞれの地域の活動を有機的に連携させ、地域の枠組みにとらわれない一体感を持った取組も必要となってきます。

今後も、まちづくりの根幹をなす地域づくりに取り組む住民、団体等の支援を積極的に行うとともに、地域協議会との連携、人材育成支援を進めていきます。

## (2) 大規模災害等に備えた体制の整備

安全・安心のまちづくりを進めていくためには、消防・防災体制の強化が強く求められています。

特に、消防団は、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っており、地域防災の要となっていますが、高齢化、過疎化により消防団員の確保が困難な集落もあります。実情に即した防災のまちづくりの推進を目指し、地域と連携して体制等の整備について検討します。

## (3) 情報公開の推進

協働によるまちづくりを進め、町民の利便性の向上やより質の高い行政サービスの提供を図るためには、行政は町民に対する説明責任を果たし、積極的な情報の提供を通じて、行財政運営の透明性を高めていく必要があります。

このため、監査結果の公表やパブリックコメント、情報公開制度の適正な運用に努めていきます。

またホームページ等の充実を図り、町民への積極的な情報提供を図ります。

### ●町政状況の提供

自治会の代表である区長を対象とした区長会や必要に応じて町民説明会等の開催をするなどして、町政の状況を適宜報告します。

また、防災情報のメール配信を行うなど、大規模災害等の危機管理に備えての情報提供を迅速に行えるようにします。

### ●透明性の推進

監査結果等の公開を行うなど、監査制度の充実を図ります。

### ●住民ニーズを取り入れた施策の形成

重要な政策について政策立案過程での意見募集（パブリックコメント）を行うなど、町民の意見を町政に反映します。

## 2 事務事業等の見直し

行政の責任領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率や効果等を十分考慮し、事務事業の整理、合理化に努めます。

### (1) 事務事業の合理化

#### ●イベント運営の見直し

イベント等が一定時期に集中することで、地域や集落の役員に負担がかかっているとの声があるほか、目的達成のための費用対効果等について懸念される声もあります。イベントのあり方や運営方法などの検討も行いながら、より効果的、効率的なイベントの実施を目指します。

#### ●下水道、集落排水、上水道、簡易水道事業の運営方法の検討

生活の基本である上下水道の供給、下水道等の接続率の向上及び使用料等の検証を行いながらより効率的な運営を目指します。

#### ●窓口、納付の利便性向上

現在、役場の窓口サービスの時間延長、郵便局における公金の納付、電子決済による公金支払の導入など、収納率、利便性の向上を図っています。今後もコンビニエンスストアでの収納等を検討し、更なる利便性及び収納率の向上を図り、多様なニーズに対応できるよう検討します。

#### ●除雪等の体制

現在の除雪体制は、一部の作業を除き職員による当番制で対応しています。役場における通常業務との並行作業であり職員にかかる負担が大きくなっていることから、他の行政サービスへの影響が懸念されます。このため、外部委託（シルバー人材センター、NPO 等）や臨時職員等の活用を行いながら、効率的な除雪体制を検討します。

#### ●町民の健康

町民が元気に暮らすために、健康イベントの開催実施や、健康診断の受診を呼びかけます。

また、医療費を抑制していくためにレセプトの点検の徹底や、ジェネリック医薬品の活用も進めていきます。

#### ●町営住宅等住宅施策

徳本・恋谷住宅については、住宅に困窮する低額所得者のための住宅として、今後も町営住宅として管理を行います。森・天神団地については、定住促進を図る目的で順次払下げを行う予定としています。

また、空き家バンク事業、移住定住促進事業により、町外からの定住者の支援を行います。

#### ●路線バス対策

町内唯一の公共交通機関である路線バスは、町民の公共福祉の向上と観光客の利便性の向上に重要な役割を担っています。人口減少や自家用車の普及、生活様式の変化等に伴い、年々、利用者の減少による維持対策費の増加が課題となっています。

これまで、路線バスの減便やデマンド化、利用しやすい運行時間への調整を図りながら利用を呼びかけてきましたが、乗車率の向上に結びついていないのが現状であることから、生活路線の維持を基本に、より効果的な利用促進に向けた施策を検討していくとともに、費用対効果面からも利用実態に応じた施策について、引き続き検討します。

#### ●公共事業

社会資本は、安心安全で豊かな町民生活に不可欠な基盤であり、今後も計画的に整備を

進めていくことが必要ですが、その整備に当たっては、社会情勢の動向や町民のニーズを的確に把握し、必要性や妥当性を明確にした上で、進めていくことが重要です。公共工事のコスト縮減などにより限られた財源を有効に活用し、必要な社会資本整備を行っていくことが必要となっています。

今後は、入札制度の透明性の確保等これまでの取り組みを踏まえ、単なる工事コストの低減だけでなく、事業箇所の集中化等による工事の時間的コストの低減、品質向上によるライフサイクルコストの低減等を含めた総合的なコスト縮減を検討します。

## (2) 公共施設等の見直し

### ●公共施設の在り方、管理、施設の改修

三朝町の公共施設は、昭和 40 年代から 50 年代にかけての高度成長期に整備されたものが多く、施設の老朽化が問題となっています。役場庁舎や学校、保育所等の主要施設については、改築や耐震改修等を順次進めているところですが、地域拠点施設等改修が必要な施設もまだ多く存在しています。また、平成に入ってから整備した施設についても築後 20 年以上が経過し、大規模な修繕が必要となっている状況となっているほか、建物以外の上下水道、情報通信施設等のインフラ施設の老朽化も大きな問題となっています。

これらの公共施設は、今後のまちづくりにとって重要な役割を担うものであり、町民の生活に必要不可欠なものであることから、公共施設等総合管理計画に基づき計画的に整備等を行っていくこととします。

整備等に当たっては、施設の必要性を十分検証するとともに、住民のニーズの変化に対応したものとなるよう考慮していきます。また、管理の方法についても民間活力の導入など併せて検討し、効率的な管理運営に努めていきます。

### ●施設の統合

人口減少に伴い、園児数、児童数も減少していくことから、保育並びに教育施設の統合を検討します。

#### ◆保育所の統合

園児数の減少や保育園の老朽化などの課題を踏まえ、保育所の在り方について、子どもすこやかな育ちと、安心して子育てができる環境を整えるため、小学校の統合と併せて検討していきます。

#### ◆学校統合

人口の減少とともに町内の児童数の減少も進み、子どもたちの教育への影響も懸念されています。このことから児童の人間関係、教育指導の充実、学校運営などの教育環境等に配慮しながら、町内の 3 小学校について平成 30 年度までに統合するよう、今後統合準備委員会等において準備を進めます。

### ●民間活力導入の推進

行政が担うべきもの、民間で行うことが適切なもの等役割分担を考慮しながら、施設の民間委託等の検討を行います。

#### ◆民間委託等の検討

次の施設等については、運営の効率化と、行政の果たすべき役割を踏まえつつサービ

スの向上に留意し、民間委託等の検討を行います。

- ① 調理センター
- ② みささ図書館
- ③ 総合文化ホール
- ④ みささこども園
- ⑤ ブランナールみささ
- ⑥ 地域包括支援センター

#### ◆管理方法等の検証

次の指定管理者制度導入施設について、行政運営の効率化と町民サービスの向上を図るため、行政責任の確保に留意しながら管理方法等の検証を行います。

- ① 福祉センター（社会福祉法人三朝町社会福祉協議会 H18.9～）
- ② 賀茂保育園（社会福祉法人福生会 H20.4～）
- ③ ふるさと健康むら（三朝温泉観光協会 H18.9～）
- ④ 三朝温泉観光商工センター（三朝温泉観光協会 H19.4～）
- ⑤ 三朝町総合スポーツセンター（三朝温泉観光協会 H19.4～）
- ⑥ 多目的展示施設（みささ弦楽プロジェクト H25.7～）

### （3）補助金等の見直し

#### ●補助金制度の見直し

補助金は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導、公益的活動を行う団体、地域、住民活動等の活性化など、本町の施策を展開する上で重要な役割を担っています。限られた財源で有効な施策の展開ができるよう各種補助制度については、定期的に効果検証と見直しを行っていくこととします。特に団体運営補助金等については、社会情勢やニーズの変化等に対応できるよう十分検証し、既得権益化しないよう留意するとともに交付団体の創意工夫や運営の自助努力等が希薄化しないよう努めます。

また、町の発展のためには、町民や団体等との協働が不可欠であり、今後の補助制度の見直しに当たっては、地域や団体等の自発性と創意工夫を引き出し、協働型のまちづくりを促進するようなものとなるよう努めます。

### （4）財政の健全化

#### ●健全な財政構造の維持

町の財政状況については、過去に行った大型事業による地方債の償還がピークを越え、各種財政指標は比較的良好な状況にあるといえます。しかしながら、公共施設の耐震改修、防災無線のデジタル化等、近年、大型事業が相次いでいることや今後も老朽化した公共施設の改修が必要となっていること、さらには、少子化対策、人口減少対策等、今後自治体として新たに取組まなければならない行政課題も生じており、財政状況は厳しくなることが予想されます。

厳しい財政状況が予想される中であっても第10次総合計画に掲げた「キラリと光るまちづくり」を実現していくため、コスト意識の徹底、過疎債等有利な地方債の活用、歳入の



確保対策等により計画的、効率的な財政運営に努め、持続可能な財政運営を目指します。

#### ●適正な使用料、利用料、健康診査受診料等の受益者負担金などの住民負担の在り方

行政サービスを提供する際には、施設等の運営費や人件費等のコストが必要であり、そのコストは、広く町民全体で負担をしています。限られた財源で有効に行政サービスを提供するため、そのサービスのコストを明らかにするとともに、受益を受ける方への適正な負担を検討していくことが必要となります。行政が果たすべき役割や類似の民間サービス、他団体との均衡等を十分に考慮しながら、受益者負担のあり方、使用料、手数料の見直しを行い、受益者負担の適正化に努めます。

#### ●税等の徴収対策の強化

各種料、税等の徴収担当部署が複数の課にまたがっており、効率的な滞納債権の回収が困難な状況が続いています。徴収体制の強化について検討を行い収納率の向上と負担の公平性確保を目指します。

#### ●未利用財産の払い下げ又は有効利用の方策の検討

行政財産としての利用が終了した財産について、適正な管理を行うとともに、将来においても行政目的に利用見込みのないものについては、売却、貸付等の可否の検討も含め、有効活用に努めます。

### (5) 他町との事務の共同化

他の市町との事務の共同化、広域連合等の活用により、より効率的な事務事業が行えるよう検討を行います。

## 3 組織・定員管理、人材育成、給与制度の見直し

町民が主役の町づくりを進めていくために、町民にわかりやすく機動的・弾力的な運営が可能となるような組織をつくります。

また、行政としての責任を果たしつつ、専門的業務の民間委託等を検討し、効率的な行政運営を進め、町民サービスの向上を図ります。

### (1) 組織等の見直し

多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、適時、組織等の見直しを行い、町民の視点に立ったサービスを迅速に提供でき、より効果的・効率的な業務体制が可能な組織体制の構築に努めます。

### (2) 定員管理

#### ●定員適正化計画策定の数値目標

町では、これまで、職員数の削減を本旨とした定員適正化を推進してきましたが、職員数の減少に反し、行政需要は増加、高度化の一途をたどってきたことから、今後の大幅な職員数の削減は困難となっています。このため、今後は、最も効率的かつ効果的な職員数を見極めながら、長期的視野に立った定員管理を推進します。

計画期間の終期である平成 32 年 3 月 31 日までに平成 26 年 4 月 1 日現在 100 名の 5 %を

削減し、95名としていくことを目指します。すべての事務事業について、抜本的な見直しを行いながら行政のスリム化に取り組みます。

一方、事務事業の再編や整理を行っていくことで、「行政しかできないもの」「行政が担うべきもの」「民間や地域、住民等が行うことが適切なもの」の区分けを行います。

併せて、三朝町が目指す重点分野を明確にし、各部門に共通する基本的な業務や、業務目的、手段が同一、類似する業務について統一化や一元化を図り、IT化、OA化を進め、業務の効率化を図りながら、メリハリのある人員配置を行います。

#### ●多様な任用・勤務形態の職員の活用

今後、多様化・高度化する行政ニーズに対応するためには、非常勤職員、再任用職員等多様な任用・勤務形態の職員の活用が必要となります。どの業務にどのような形態の職員を構成するかなどを検討し、有効かつ効率的な人員配置を行います。

### (3) 人材育成

#### ●人材育成

職位に求められる業務知識と実務能力を備えた人材育成を推進し、職員一人ひとりの事務能力の向上や意識改革等に取り組み、質の向上を図ります。

#### ●研修、人事交流の推進

多様な組織環境下での業務経験の蓄積、所属組織を外部から客観的に見ることへの視点の変化を得るため、所属する組織にとらわれず、研修に積極的に参加し、職員に他機関等での業務等を経験させます。

#### ●ジョブローテーション（職員の計画的な異動）

新規採用から概ね10年までの職員については定期的な職場の異動を行い、多様な業務経験を早期に積むことにより、中堅職員となった際にあらゆる場面に対応できる能力が発揮できるようにします。

### (4) 給与制度の見直し

職員の給与制度については、引き続き社会情勢に即し、適時、見直しを図りながら、町民の理解が得られる給与制度の構築に努めます。

併せて、人事評価を適正に実施し、職員の人材育成や能力開発・適正な配置に活用を図ります。

また、三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、職員数、給与の実態、勤務時間・休暇制度その他の職員の勤務条件等の詳細など、人事行政の運営状況を年次ごとに公表します。